

令和2年

第21回教育委員会会議

報告第9号

秋田県教育委員会

報告第9号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和2年12月10日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 9 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和2年11月25日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和2年11月25日付け財-201により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和2年度秋田県一般会計補正予算（第11号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 工事請負変更契約の締結について
（能代地区専門系統合校教室・特別・管理棟建築工事）
- 5 工事請負変更契約の締結について
（能代地区専門系統合校工業科・農業科実習棟建築工事）
- 6 財産の取得について（タブレット型コンピュータ）
- 7 財産の取得について（充電保管庫）
- 8 交通事故に係る和解について

財 ————— 201
令和2年11月25日

秋田県教育委員会
教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



意見の聴取について（照会）

令和2年秋田県議会第2回定例会に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

- 1 令和2年度秋田県一般会計補正予算（第11号）（教育委員会に関する事項）
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 4 工事請負変更契約の締結について
（能代地区専門系統合校教室・特別・管理棟建築工事）
- 5 工事請負変更契約の締結について
（能代地区専門系統合校工業科・農業科実習棟建築工事）
- 6 財産の取得について（タブレット型コンピュータ）
- 7 財産の取得について（充電保管庫）
- 8 交通事故に係る和解について

担 当：総務部財政課

予算第二班 門間

電 話：018-860-1105

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		6,760		6,760	
	1		教育総務費		6,760		6,760	
		5	教育助成費		6,760		6,760	
			教育助成費	01 (新)私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業	6,760		6,760	修学旅行が中止となった場合などに保護者が負担するキャンセル料等への助成に要する経費
			合計		6,760		6,760	

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		18,279		18,279	
	4		高等学校費		18,279		18,279	
		5	学校建設費		18,279		18,279	
			建設事業周 辺家屋調査 補償事業費	01 建設事業周 辺家屋調査補償事 業	18,279		18,279	学校建設事業に伴う周 辺家屋の損傷補修に要する 経費
			合計		18,279		18,279	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

教職員給与課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		△1,605,105	国 △249,006	△1,356,099	
	1		教育総務費		△1,345		△1,345	
	2		事務局費		△1,345		△1,345	
			給与費	01 給与費	△1,345		△1,345	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △2,000 2. 職員手当等 5,655 3. 共 済 費 △5,000
	2		小学校費		△635,400	国 △161,701	△473,699	
	1		教職員費		△635,400	国 △161,701	△473,699	
			給与費	01 給与費	△583,405	国 △161,701	△421,704	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △180,032 2. 職員手当等 △266,760 3. 共 済 費 △136,613
				02 少人数学習推進事業	△51,995		△51,995	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △19,968 2. 職員手当等 △18,340 3. 共 済 費 △13,687
	3		中学校費		△426,700	国 △64,134	△362,566	
	1		教職員費		△426,700	国 △64,134	△362,566	
			給与費	01 給与費	△457,719	国 △64,134	△393,585	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △58,318 2. 職員手当等 △161,795 3. 共 済 費 △237,606
				02 少人数学習推進事業	31,019		31,019	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 21,318 2. 職員手当等 6,395 3. 共 済 費 3,306
	4		高等学校費		△268,066		△268,066	

番 号		科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項 目				特 定	一 般	
	1	高等学校総務費		△268,066		△268,066	
		給与費	01 給与費	△264,965		△264,965	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 49,938 2. 職員手当等 △102,242 3. 共 済 費 △212,661
			02 少人数学習推進事業	△3,101		△3,101	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 62 2. 職員手当等 △2,024 3. 共 済 費 △1,139
5		特別支援学校費		△249,548	国 △23,171	△226,377	
	1	特別支援学校総務費		△249,548	国 △23,171	△226,377	
		給与費	01 給与費	△249,548	国 △23,171	△226,377	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △50,000 2. 職員手当等 △68,948 3. 共 済 費 △130,600
6		社会教育費		△21,801		△21,801	
	1	社会教育総務費		△21,801		△21,801	
		給与費	01 給与費	△21,801		△21,801	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △10,000 2. 職員手当等 1,399 3. 共 済 費 △13,200
7		保健体育費		△2,245		△2,245	
	1	保健体育総務費		△2,245		△2,245	
		給与費	01 給与費	△2,245		△2,245	人件費の実績見込みによる補正 1. 給 料 △1,000 2. 職員手当等 △245 3. 共 済 費 △1,000
合計				△1,605,105	国 △249,006	△1,356,099	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		22,519		22,519	
	4		高等学校費		22,519		22,519	
		2	高等学校管理費		22,519		22,519	
			学校運営費	01 (新)修学旅行キャンセル料等 支援事業	22,519		22,519	修学旅行が中止となった 場合などに保護者が負担 するキャンセル料等への 助成に要する経費
			合計		22,519		22,519	

令和 2年度補正予算内容説明書

一般会計

特別支援教育課
(単位：千円)

番 号			科 目 名	事 業 名	予 算 額	財 源 内 訳		備 考
款	項	目				特 定	一 般	
10			教育費		1,483		1,483	
	5		特別支援学 校費		1,483		1,483	
		2	特別支援学 校管理費		1,483		1,483	
			特別支援学 校運営費	01 (新)修学旅行キャンセル料等 支援事業	1,483		1,483	修学旅行が中止となった 場合などに保護者が負担 するキャンセル料等への 助成に要する経費
合計					1,483		1,483	

債務負担行為補正

追加分

事 項	期 間	限 度 額
ミュージアム活性化事業 (令和2年度分)	令和3年度	ミュージアム活性化事業費 41,810千円

令和2年秋田県議会第2回定例会（12月議会）に
提案予定の補正予算（案）等について

1 補正予算編成方針

- (1) 現員現給に基づく給与費の補正
- (2) 9月補正後の状況変化等により行政推進上緊急を要する事業など特に事情のあるもの

2 教育委員会関係補正予算の規模

9月補正後予算額	1, 129億 3, 899万 5千円
今回補正要求額	△15億 5, 606万 4千円

3 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課

- ① ~~国~~私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業 6,760
(⊖ 6,760)

新型コロナウイルスの影響により、修学旅行を中止又は延期したことにより発生したキャンセル料等について、本来保護者等が負担することとなる経費について支援する学校法人に対して補助することにより、経済的な負担を軽減する。

(2) 施設整備室

- ①建設事業周辺家屋調査補償事業 18,279
(⊖ 18,279)

学校建設事業に伴う周辺家屋等の損傷補修に要する経費を支払う。

対象事業：秋田工業高等学校整備事業（平成31年3月竣工）

補償対象：11棟

(3) 教職員給与課

①給与費

現員現給及び人事委員会勧告による職員手当等の減額により給与費を補正する。

・教育総務費	△ 1,345 (⊖△1,345)
・小学校費	△ 635,400 (国△161,701 ⊖△473,699)
・中学校費	△ 426,700 (国△64,134 ⊖△362,566)
・高等学校費	△ 268,066 (⊖△268,066)
・特別支援学校費	△ 249,548 (国△23,171 ⊖△226,377)
・社会教育費	△ 21,801 (⊖△21,801)
・保健体育費	△ 2,245 (⊖△2,245)

合 計 △ 1,605,105 (国△249,006 ⊖△1,356,099)

(4) 高校教育課

- ① ~~国~~修学旅行キャンセル料等支援事業 22,519
(⊖ 22,519)

新型コロナウイルスの影響により、修学旅行を中止又は延期したことにより発生したキャンセル料等について、本来保護者等が負担することとなる経費の支援を行い、保護者の経済的な負担軽減を図る。

(5) 特別支援教育課

- ① ~~新~~修学旅行キャンセル料等支援事業 1,483
(⊖ 1,483)

新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を中止又は延期したことにより発生したキャンセル料等について、本来保護者等が負担することとなる経費の支援を行い、保護者の経済的な負担軽減を図る。

(6) 生涯学習課

債務負担行為補正

- ① ミュージアム活性化事業 期間 令和3年度 設定限度額 41,810千円

県立美術館、近代美術館及び県立博物館において開催する特別展の経費の限度額を設定する。

- ・ 県立美術館
 - お化け浮世絵展 (令和3年7月～9月)
 - MINIATURE LIFE展 (令和3年7月～8月)
 - ルーヴル美術館の銅版画展 (令和3年9月～11月)
 - 木村伊兵衛展 (令和3年11月～令和4年1月)
- ・ 近代美術館
 - 美人の教科書展 (令和3年4月～6月)
 - オートマタ英国自動からくり人形展 (令和3年6月～9月)
 - 滝平二郎展 (令和3年9月～11月)
- ・ 県立博物館
 - 秋田藩主歴代の遺宝展 (令和3年9月～11月)

※上記展覧会名は仮称

※補足説明：財源について

- Ⓞ 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
⊖ 一般財源

4 補正予算を除く12月議会提出予定案件

- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定する必要がある。
- ・ 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。
- ・ 工事請負変更契約の締結について
能代科学技術高等学校整備事業 教室・特別・管理棟建築工事
能代市盤若町地内
契約額 1,177,000,000円 → 1,273,800,000円
工期 令和3年1月29日 → 令和3年2月26日

能代科学技術高等学校整備事業 工業科・農業科実習棟建築工事
能代市盤若町地内
契約額 1,084,600,000円 → 1,203,400,000円
工期 令和3年1月29日 → 令和3年2月26日
- ・ 財産の取得について
タブレット型コンピュータ 19,822台 取得予定金額 950,663,120円
充電保管庫 472台 取得予定金額 34,163,360円
- ・ 交通事故にかかる和解について
公用車による交通事故 令和2年9月5日 横手市で発生

令和2年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,914,898	6,760	1,921,658
総務課施設整備室	4,759,103	18,279	4,777,382
教職員給与課	87,282,341	△1,605,105	85,677,236
幼保推進課	7,653,045		7,653,045
義務教育課	958,429		958,429
高校教育課	7,261,341	22,519	7,283,860
特別支援教育課	1,151,642	1,483	1,153,125
生涯学習課	925,390		925,390
生涯学習課文化財保護室	329,858		329,858
保健体育課	276,549		276,549
福利課	426,399		426,399
歳 出 合 計	112,938,995	△1,556,064	111,382,931

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,874,999		6,874,999
	2 児童福祉費	6,874,999		6,874,999
10 教育費		106,053,996	△1,556,064	104,497,932
	1 教育総務費	16,569,806	5,415	16,575,221
	2 小学校費	28,500,752	△635,400	27,865,352
	3 中学校費	19,827,496	△426,700	19,400,796
	4 高等学校費	27,924,781	△227,268	27,697,513
	5 特別支援学校費	10,246,675	△248,065	9,998,610
	6 社会教育費	2,627,272	△21,801	2,605,471
11 災害復旧費		10,000		10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		112,938,995	△1,556,064	111,382,931

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	89,545,079	△1,604,632	87,940,447	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	6,673,852	△473	6,673,379	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,506,182		2,506,182
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	9,270,269	49,041	9,319,310
	積立金	基金会計への積立金	312,105		312,105
	貸付金	貸付金	504		504
		小計	12,089,060	49,041	12,138,101
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	138,302		138,302	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	681,138		681,138	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	3,801,564		3,801,564	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000	
歳 出 合 計		112,938,995	△1,556,064	111,382,931	

令和2年

第21回教育委員会会議

報告（条例案・新旧対照表）

秋田県教育委員会

議案第二百四号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の七十」を「百分の六十五」に改める。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改める。

附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月二十六日提出

秋田県知事 佐竹敬久

理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 七 略</p>	<p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4 七 略</p>
<p>市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第二条による改正）</p> <p>新</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4 七 略</p>	<p>旧</p> <p>(期末手当) 第二十二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十五」とする。</p> <p>4 七 略</p>

議案第二百五号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月二十六日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十」とする。</p> <p>3 5 略</p>
旧	<p>（期末手当） 第三条 略</p> <p>2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百五十七・五」とする。</p> <p>3 5 略</p>